

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
設立総会議案集



全国福祉用具専門相談員協会

平成 22 年 10 月 1 日(金)

第一号議案 一般社団法人設立に関する件

福祉用具専門相談員は、介護支援専門員と同様に、平成 12 年の介護保険法施行に伴って誕生した新しい職種です。福祉用具専門相談員が提供する福祉用具は、日進月歩の技術革新により、自立支援、介護負担の軽減という観点から、現在はもとより、将来の介護方法にも大きな影響を与えうる可能性を秘めています。この可能性を広げ、より確かなものにするためには、福祉用具専門相談員が、進歩する福祉用具の機能や、これを使った援助技術に精通すると共に、ご利用者の状況やニーズに応じた選定や、適切な利用を支援できる知識と、技術の習得が求められています。そして、個々の福祉用具専門相談員が、これらを獲得しやすい環境整備を目的に設立されたのが、全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）です。これまで、この目的の達成のため、広報や研修、調査など、様々な活動を展開してきましたが、発足から 3 年が経過し、社会的な認知度も高まり、事業領域も徐々に広がってきました。これに伴って、「契約」をはじめ対外交渉の基本となる事項について、任意団体であるがゆえに、制約を受ける事態も増えており、事業を円滑に行うためにも、法人格の取得は不可欠となっています。そこで、去る 6 月 15 日開催の平成 22 年度定期総会において、会員の総意により、本会が「一般社団法人」として法人格を取得することにつきご承認頂いたところです。本会ではこの承認を受け、法人設立の準備を進めてまいりましたが、来る 10 月 1 日、福祉用具関係者にとっては大切な日である「福祉用具の日」に、設立総会を開催し、法人の設立を行いたいと思います。この件につきご承認をお願いします。

1. 10 月 1 日に一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会を設立する。
2. 10 月 1 日をもって、全国福祉用具専門相談員協会の会員、賛助会員については、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の会員、賛助会員とする。
3. 10 月 1 日をもって、全国福祉用具専門相談員協会が有する権利・義務関係は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が承継する。但し、9 月 30 日までの累積の債務は除くものとする。
4. 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の予算は、全国福祉用具専門相談員協会の平成 22 年度予算額から、9 月 30 日の決算額（注）、並びに借入金額を除いた額をもって構成する。

（注）期中のため、決算額は見込みとしている。

<議案資料>

資料 1 / 一般社団法人化に伴う定款の作成について

資料 2 / 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 定款・会則の対照表

資料 3 / 全国福祉用具専門相談員協会 平成 22 年度 9 月 30 日決算見込（案）

資料 4 / 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 平成 22 年度予算（案）

一般社団法人化に伴う定款の作成について

平成 22 年 9 月 10 日

全国福祉用具専門相談員協会

本会は、この度「一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会」として新たな一步を踏み出すこととなりました。一般社団法人化に伴う定款については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」とする）に準拠するための会則変更が必要ですが、これを機に組織運営上で整理が必要と思われる事項も見直しました。改正内容の主な点は下記のとおりです。

1. 一般社団法人への移行に伴い、本文中における語句を変更しました

<変更箇所>

- “全国福祉用具専門相談員協会” → “一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会”
- “会則” → “定款”
- “本会” → “当法人”
- “会長” → “理事長”
- “副会長” → “副理事長”

2. 一般法人法上の絶対的記載事項であり、旧会則には記載されていない事項を新たに追加しました

<変更箇所>

- 新「定款」第 5 条（公告）
- 新「定款」附則・第 3 条（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）

3. 総会での議決は「会員」としました

従来の「会則」では、代議員制（会則第 21 条）を採用していましたが、これまでの総会でも出席、又は書面表決等による議決でも総会の成立に支障がなく、また会員の意思決定も十分に反映されていることから、「代議員」による議決から「正会員」による議決へと変更しました。今後の会員数、ブロックの整備状況等を踏まえ、必要性が生じた時点で改めて検討したいと思います。

<変更箇所>

- 旧「会則」第 21 条

4. 基金に関する事項を追加しました

基金制度は、剰余金の分配を目的としないという一般社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。本会では、近い将来に剰余金が生じた場合、次年度に繰り越すという方法だけでなく、基金とするなど、資金運用の選択肢を広げるために、新たに「第 7 章 基金」を設けました。

<変更箇所>

- 新「定款」第 7 章 基金

以上

新	旧
第1章 総則	第1章 総則
(名称) 第1条 当法人は、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会と称する。	(名称) 第1条 本会は、全国福祉用具専門相談員協会と称する。
(事務所) 第2条 当法人は、主たる事務所を、東京都港区に置く。 2. 当法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。	(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を、東京都港区高輪3-19-20高輪OSビル9階に置く。 2. 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
(目的) 第3条 当法人は、福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具の普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	(目的) 第3条 本会は、福祉用具専門相談員の職業倫理、及び専門的スキルを研鑽し、福祉用具専門相談員の資質、及び社会的地位向上に努めるとともに、我が国の福祉用具の普及、発展を目指し、国民の福祉・QOLの向上に寄与することを目的とする。
(事業) 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 福祉用具専門相談員の職務に関する知識、技能の向上に関する研修 (2) 福祉用具専門相談員の倫理、及び資質の向上に関する普及啓発 (3) 福祉用具専門相談員が必要としている情報の提供 (4) 福祉用具の普及、発展に関する調査及び研究 削除 (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 福祉用具専門相談員の職務に関する知識、技能の向上に関すること。 (2) 福祉用具専門相談員の倫理、及び資質の向上に関すること。 (3) 福祉用具専門相談員が必要としている情報の提供に関すること。 (4) 福祉用具の普及、発展に関すること。 (5) 関係団体との連携、調整に関すること。 (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。
(公告) 第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。	新設

新	旧
第2章 会員	第2章 会員
(法人の構成員) 第6条 当法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 A会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条の2第1項十号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、当法人の目的に賛同して入会した者 B会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第3条の2第1項一から九号に該当する職種）であって、当法人の目的に賛同して入会した者 (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (3) 特別会員 福祉用具の普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者 2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。	(種別) 第5条 本会の会員は、次の4種とする。 (1) 正会員 A会員／介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条の2第1項十号の規定による者（福祉用具専門相談員指定講習の修了者）であって、本会の目的に賛同して入会した者。 B会員／専門的有資格者（介護保険法施行令第3条の2第1項一から九号に該当する職種）であって、本会の目的に賛同して入会した者。 (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。 (3) 特別会員 福祉用具の普及、発展に貢献のあった者、又は学術経験者。
(入会) 第7条 正会員、賛助会員、及び特別会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。 削除	(入会) 第6条 正会員、賛助会員、及び特別会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。 2. 入会は、総会が別に定める基準により、理事会において可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
(入会金及び会費) 第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2. 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。 3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。	(入会金及び会費) 第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。 3. 特別会員は、入会金及び会費は無料とする。
(会員の資格喪失) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき (3) 後見開始、または補佐開始の審判を受けたとき 削除 (4) 正当な理由がなく会費を3年以上納入しなかったとき (5) 除名されたとき	(会員の資格喪失) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 後見開始、または補佐開始の審判を受けたとき。 (4) 正会員にあつては、福祉用具専門相談員でなくなったとき。 (5) 正当な理由がなく会費を2年（3年）以上納入しなかったとき。 (6) 除名されたとき。
(退会) 第10条 正会員、賛助会員、及び特別会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。	(退会) 第9条 正会員、賛助会員、及び特別会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。
(除名) 第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。	(除名) 第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席した代議員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき	(1) 本会の会則、又は規則に違反したとき。 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(会員名簿) 第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。	新設
(拠出金品の不返還) 第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。	(拠出金品の不返還) 第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 総会

第4章 総会

(種別) 第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。 2. 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。	(種別) 第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
(構成) 第15条 総会はすべての正会員をもって構成する。	(構成) 第20条 総会は、代議員をもって構成する。
削除	(代議員) 第21条 代議員の定数は、おおむね正会員の100人ごとに1人を基準として、総会において別に定める。 2. 代議員は、総会において別に定める方法により、正会員の中から選出する。 3. 代議員については、第15条(任期)、第16条(解任)、並びに第17条第2項、及び第3項(実費弁済等)の規定を準用する。
(権限) 第16条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任または解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散および残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項	(権能) 第22条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
(開催) 第17条 定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催する。 2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき	(開催) 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。 2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。 (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集) 第18条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2. 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3. 総会の招集通知は、会日より14日前までに各正会員に対して発する。ただし、正会員の過半数の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。	(招集) 第24条 総会は、会長が招集する。 2. 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
(議長) 第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。	(議長) 第25条 総会の議長は、その総会において、出席代議員の中から選出する。
(定足数) 第20条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。	(定足数) 第26条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
(議決) 第21条 総会の議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2. 理事または監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。 3. 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。 (書面による議決権行使) 第22条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。	(議決) 第27条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
	(書面表決等) 第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

<p>(議決権の代理行使) 第23条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第20条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。</p>	<p>2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。</p>
<p>(議事録) 第24条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。</p>	<p>新設</p>
	<p>(議事録) 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日時及び場所 (2) 代議員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者については、その旨を付記すること）。 (3) 審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 <p>2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。</p>

第4章 役員

第3章 役員

<p>(種類及び定数) 第25条 当法人に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事 3人以上30人以内 (2) 監事 2人以内 <p>2. 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。</p> <p>3. 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第9.1条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(種類及び定数) 第12条 本会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事 25人以上30人以内 (2) 監事 2人 <p>2. 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。また10人以内の常任理事、1人を専務理事とすることができる。</p>
<p>(選任等) 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。</p> <p>2. 理事長及び副理事長は、理事の互選によりこれを定める。</p>	<p>(選任等) 第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。但し、正会員以外から理事を選出する場合には、理事会の議決を経て、総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選によりこれを定める。 3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
<p>(理事の職務・権限) 第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。 3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。 4. 理事長は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 	<p>(職務) 第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。また、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。 4. 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決し、理事会に付議すべき事項について審議する。 5. 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。 6. 監事は、次に掲げる業務を行う。
<p>(監事の職務・権限) 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 財産及び会計の状況を監査すること。 (2) 理事の業務執行状況を監査すること。 (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、又は理事会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があるときは、第4章、又は第5章の定めにかかわらず総会又は理事会の招集をすること。
<p>(役員任期) 第29条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 補欠により役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。 	<p>(任期) 第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 補欠又は増員により役員に選任された者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。
<p>(役員解任) 第30条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて行われなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。 	<p>(解任) 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した代議員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

<p>(報酬等) 第31条 役員は無給とする。但し、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2. 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。</p>	<p>(報酬等) 第17条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。</p> <p>2. 役員には費用を弁償することができる。</p> <p>3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>
<p>(特別顧問・顧問) 第32条 当法人に特別顧問・顧問を置くことができる。</p> <p>2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。</p>	<p>(特別顧問・顧問) 第18条 本会に特別顧問・顧問を置くことができる。</p> <p>2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により会長が委嘱する。</p>
<p>(責任の一部免除) 第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p>	<p>新設</p>

第5章 理事会

第5章 理事会

<p>(構成) 第34条 当法人に理事会を置く。</p> <p>2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>(構成) 第30条 理事会は、理事をもって構成する。</p>
<p>(権限) 第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 当法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長の選任及び解職</p>	<p>(権能) 第31条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(種類及び開催) 第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2. 通常理事会は、毎年2回開催する。</p> <p>3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請があったとき。</p>
<p>(招集) 第36条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2. 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。</p> <p>3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。</p>	<p>(招集) 第33条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2. 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(議長) 第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p>	<p>(議長) 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p>
<p>削除</p>	<p>(定足数等) 第35条 理事会については、第26条から第29条までの規定を準用する。</p>
<p>(決議) 第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>	<p>新設</p>
<p>(議事録) 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 理事長および監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。</p>	

第6章 正副会長、常任理事及び常任理事会

<p>(構成) 第36条 本会に正副会長を置くことができる。</p> <p>2. 正副会長は会長、副会長をもって組織する。</p> <p>3. 正副会長は、理事会、常任理事会の補助、調整等を行う。</p>	<p>(常任理事) 第37条 本会に、常任理事10人以内を置くことができる。</p> <p>2. 常任理事は、理事の互選によって選出する。</p>
--	---

削除	<p>3. 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委任された事項、及び緊急に処理すべき事項を議決する。</p> <p>4. 常任理事については、第15条、第16条、第17条第2項、及び第3項の規定を準用する。</p>
	<p>(常任理事会)</p> <p>第38条 常任理事会は、会長、副会長、及び常任理事をもって構成する。但し、会長が必要と認める場合、専門的知見を有する者の出席を求めて、意見を徴することができる。</p> <p>2. 常任理事会は、次の場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 常任理事会を構成する役員現在数の5分の1以上から招集の請求があったとき。</p> <p>3. 常任理事会は、会長が招集する。</p> <p>4. 会長は、第2項第2号により請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。</p> <p>5. 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>6. 常任理事会については、第33条第3項、第34条、及び第35条の規定を準用する。</p> <p>7. その他常任理事、及び常任理事会に関し必要な事項は、総会において別に定める。</p>

第7章 委員会等

削除	<p>(委員会等の設置)</p> <p>第39条 本会に、必要に応じて委員会等を設けることができる。</p> <p>2. 委員会等の運営等に関し必要な事項は、理事会が定める。</p>
----	---

第6章 資産及び会計

第9章 財産及び会計

<p>(事業年度)</p> <p>第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第41条 事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1項及び第2項の書類についてはその内容を報告し、第3項から第5号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書</p> <p>2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p>	<p>(会計年度)</p> <p>第51条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第49条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。</p>
削除	<p>(財産の構成)</p> <p>第44条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 入会金及び会費</p> <p>(2) 寄付金品</p> <p>(3) 財産から生ずる収入</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p>
	<p>(財産の管理)</p> <p>第45条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p>
	<p>(経費の支弁)</p> <p>第46条 本会の経費は、財産をもって支弁する。</p>
	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第47条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p>
	<p>(暫定予算)</p> <p>第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>
	<p>(長期借入金)</p> <p>第50条 本会が資金を借り入れようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。</p>

第7章 基金

(基金の拠出) 第42条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。	新設
(基金の募集) 第43条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。	
(基金の拠出者の権利) 第44条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。	
(基金の返還の手続) 第45条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。	

第8章 ブロック組織、支部組織	第8章 ブロック組織、支部組織
(ブロック) 第46条 当法人は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。	(ブロック) 第40条 本会は、地域組織として都道府県を単位としたブロックを置くものとする。
(ブロック規程) 第47条 ブロックにブロック長1人を置く。 2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程をもって定める。 3. ブロック規程は、理事会の決議を経なければ、これを定め、または変更することができない。	(ブロック規程) 第41条 ブロックにブロック長1人を置く。 2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程をもって定める。 3. ブロック規程は、理事会の議決を経なければ、これを定め、または変更することができない。
(支部組織) 第48条 当法人に、理事会の決議を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。 2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。	(支部組織) 第42条 本会に、総会の議決を経て、ブロックを構成単位とした支部を置くことができる。 2. 支部の区割りは、総会で別に定める。
(支部長) 第49条 支部に支部長1人を置く。 2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。	(支部長) 第43条 支部に支部長1人を置く。 2. 支部長は、総会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

第9章 定款の変更及び解散	第10章 会則の変更及び解散
(定款の変更) 第50条 当法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。	(会則の変更) 第52条 この会則は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。
(解散) 第51条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。	(解散) 第53条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。
(残余財産の処分等) 第52条 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。 2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。	(残余財産の処分) 第54条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において代議員総数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 事務局	第11章 事務局
(設置等) 第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。	(設置等) 第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 3. 事務局長及び職員は、会長が任免する。 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
削除	(備え付け帳簿及び書類) 第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (1) 会則 (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類 (3) 代議員名簿及び代議員の異動に関する書類 (4) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書 (5) 許可、認可及び登記に関する書類 (6) 会則に定める機関の議事に関する書類 (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類 (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類 (9) その他必要な帳簿及び書類

第11章 雑則	第12章 補則
(委任)	(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第57条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

附 則

<p>(最初の事業年度) 第1条 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。</p>	<p>5. 本会の設立初年度の会計年度は、第48条の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。</p>
<p>(法令の準拠) 第2条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。</p>	
<p>(設立時の社員の氏名または名称および住所) 第3条 当法人の設立時の社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ●●●●●●●●●● ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	
<p>(設立時の理事、代表理事) 第4条 当法人の設立時の理事、代表理事は次の通りである。 設立時理事 設立時理事 設立時理事 設立時代表理事</p>	<p>新設</p>
<p>(設立時の監事) 第5条 当法人の設立時の監事は次の通りである。 設立時監事</p>	
<p>削除</p>	<p>1. この会則は、平成19年7月10日から施行する。 2. 本会の設立当初の役員は、第13条第1項、第2項、及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。 3. 本会の設立当初の代議員は、第20条第1項、及び第2項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。 4. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p>

全国福祉用具専門相談員協会
平成22年度中間収支計算書(案)

資料3

自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月 30日

I 収入の部

(単位：円)

項目	22年度予算	9/30決算見込	増減	備考	
当期収入の部	1 会費収入	23,000,000	15,305,000	7,695,000	会費-13,305,000、賛助-2,000,000
	2 助成事業収入	4,000,000	0	4,000,000	福祉医療機構・研究助成
	3 委託事業収入	500,000	130,000	370,000	世田谷区訪問調査
	4 事業収入	1,300,000	1,416,148	△ 116,148	書籍売上等
	5 雑収入	2,000	51,106	△ 49,106	受取利息等
	6 寄付	0	319,000	△ 319,000	
	7 借入金	2,000,000	6,853,309	△ 4,853,309	ヤマシタコーポレーションより
	8 繰越金	0	635,643	△ 635,643	
	当期収入合計(A)	30,802,000	24,710,206	6,091,794	

II 支出の部

(単位：円)

項目	22年度予算	9/30決算見込	増減	備考		
当期支出の部	事業費	1 助成事業支出	4,000,000	693,638	3,306,362	福祉医療機構・助成研究に係る支出
		2 委託事業支出	500,000	32,000	468,000	世田谷区訪問調査に係る支出
		3 法人設立支出	2,000,000	1,030,102	969,898	法人設立事務、創立総会等
		4 広報活動費	2,500,000	2,047,675	452,325	HPなど情報発信等
		5 研修費	2,000,000	700,310	1,299,690	個別援助計画作成研修等、乃木坂スクール
		6 調査研究費	500,000	0	500,000	調査研究等
		7 旅費交通費	2,000,000	914,983	1,085,017	役員、委員等の旅費
		8 通信運搬費	2,000,000	1,516,105	483,895	発送費、電話等、租税公課、切手
		9 事務消耗品費	300,000	151,267	148,733	事務消耗品費
		10 印刷製本費	2,000,000	2,283,794	△ 283,794	資料、封筒印刷等
		11 会議費	1,000,000	597,507	402,493	総会、理事会、正副会長会、委員会等
		12 諸謝金	1,000,000	522,219	477,781	講師謝礼他、謝金
		13 情報収集	150,000	12,754	137,246	新聞等
		14 雑費	400,000	0	400,000	手数料等
		15 書籍購入	0	1,401,858	△ 1,401,858	
	事業費計	20,350,000	11,904,212	8,445,788		
当期支出の部	管理費	1 人件費	5,000,000	2,802,900	2,197,100	事務職員人件費
		2 賃借料	3,000,000	1,660,800	1,339,200	賃料等
		3 什器備品	100,000	0	100,000	事務消耗品費
		4 水道光熱費	300,000	95,594	204,406	
		5 リース代	300,000	94,500	205,500	電話、パソコン等のリース
		6 雑費	100,000	83,913	16,087	福利厚生費、備品費、振込手数料等
		管理費計	8,800,000	4,737,707	4,062,293	
予備費	1,652,000	0	1,652,000	予備費		
当期支出合計(B)	30,802,000	16,641,919	14,160,081			
次期繰越収支差額(A-B)	0	8,068,287	△ 8,068,287			

※ 出向職員2名分についてはヤマシタコーポレーションが負担

※ 20年度以降、正会員会費は年1万円。19年度より継続会員に限り、20年度は半額の5千円とする。また、賛助会費は年額、1口10万円とする

＜太線部分は参考＞

1	新法人へ移行(現金)		991,895		現金残
2	新法人へ移行(銀行)		7,076,392		普通預金残
3	借入金19年度	10,048,130	26,664,012		ヤマシタコーポレーション借入金19年度
	借入金20年度	11,899,754			ヤマシタコーポレーション借入金20年度
	借入金21年度	4,716,128			ヤマシタコーポレーション借入金21年度
4	未収	180,000(19年度) 1,720,000(20年度)	1,900,000	665,000(回収)	19年度入会、20年度未収分(172人)

平成22年度収支予算(案)

自 平成22年10月1日
至 平成23年3月31日

I 収入の部

(単位：円)

項目		22年度予算	備考
当期収入の部	1 会費収入	8,000,000	会費未収400万、新規会費200万、賛助会費200万
	2 助成事業収入	4,000,000	福祉医療機構・研究助成
	3 委託事業収入	370,000	世田谷区訪問調査
	4 事業収入	2,500,000	書籍売上、研修、広告
	5 雑収入	500,000	受取利息、乃木坂スクール交通費
	当期収入合計(A)		15,370,000

II 支出の部

(単位：円)

項目		22年度予算	備考	
当期支出の部	事業費	1 助成事業支出	3,300,000	福祉医療機構・助成研究に係る支出
		2 委託事業支出	470,000	世田谷区訪問調査に係る支出
		3 法人設立支出	1,000,000	法人設立事務、創立総会等
		4 広報活動費	1,000,000	HPなど情報発信等
		5 研修費	500,000	個別援助計画作成研修等
		6 調査研究費	0	調査研究等
		7 旅費交通費	700,000	役員、委員等の旅費
		8 通信運搬費	800,000	発送費、電話等
		9 事務消耗品費	150,000	事務消耗品費
		10 印刷製本費	1,000,000	資料、封筒印刷等
		11 会議費	300,000	総会、理事会、正副会長会、委員会等
		12 諸謝金	500,000	講師謝礼他、謝金
		13 情報収集	100,000	新聞等
		14 雑費	200,000	手数料等
事業費計		10,020,000		
管理費	1 人件費	2,500,000	事務職員人件費	
	2 賃借料	1,500,000	賃料 等	
	3 什器備品	100,000	事務消耗品費	
	4 水道光熱費	150,000		
	5 リース代	150,000	電話、パソコン等のリース	
	6 雑費	100,000	福利厚生費、備品費、振込手数料 等	
	管理費計		4,500,000	
予備費		850,000	予備費	
当期支出合計(B)		15,370,000		